平成２３年（フ）第３１号
大津市御幸町５番６号
破産者　淺井　一夫
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６号
大津市石山寺２丁目18番３号
破産者　谷口　訓通
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７１号
大津市大平１丁目５番25―201号
破産者　高尾　　衛
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７２号
滋賀県湖南市岩根中央２丁目62番地、前住所滋賀県蒲生郡日野町いせの84番地
破産者　高尾　政將
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５９６号
京都府木津川市木津町宮ノ内52番地、住民票上の住所京都府木津川市木津宮ノ内８番地95
破産者　原こと　原　　浩修
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５０号
京都府八幡市橋本栗ケ谷37番地の39
破産者　林　　省吾
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
京都府京田辺市花住坂１丁目28番地６
破産者　土井　剛志
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
奈良市大安寺６丁目２番11―402号
破産者　浦木　　貢
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
奈良市法蓮町924番地の５　佐保山ハイツ102号
破産者　松塚　好子
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２４７号
鳥取県鳥取市岩倉250番地５
破産者　生駒　　藏
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６７８号
広島市中区十日市町２丁目９番24―504号
破産者　小林　　修
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４８号
長崎県長崎市石神町37番４号　野口ハイツ201、旧住所長崎県長崎市泉１丁目12番32号レインボーヒルズ206
破産者　東江　恵美
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８２４号
大分市大字寒田651番地の51
破産者　瀧　　正志
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第５２号
千葉県松戸市五香４丁目48番地の28
再生債務者　合間　　武
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月10日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月17日から平成23年７月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第１８３号
埼玉県比企郡小川町腰越1558―２
再生債務者　嶌野　聡樹
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月10日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月24日から平成23年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第４７２号
東京都八王子市打越町346―１　Ｆステージ北野608
再生債務者　三谷　和永
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月10日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月24日から平成23年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第４８１号
東京都東村山市青葉町１―23―49
再生債務者　山内　俊之
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月10日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月24日から平成23年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第４８５号
東京都八王子市大船町409―３
再生債務者　水津　　潔
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月10日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月24日から平成23年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部